国・機関・団体等の助成制度等

(1) 静岡県中小企業団体中央会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1．　中小企業連携組織対策事業

◆◇　連携組織等経営基盤強化支援事業

【①成長分野支援事業】

内　　　　容　組合間連携や企業間連携を通じた成長分野（環境・エネルギー、医療・介護・生活支援・６次産業化・農商工連携・地域資源活用、ソーシャルビジネス等）の取組みを支援します。
対　象　者　中小企業組合等
対 象 経 費　謝金、旅費、会場借料、印刷費、委託費、出展料、会場設営費等
助 成 額 等　対象経費の１／2以内を補助（上限20万円）
問い合わせ等　（東部事務所）055-926-8220
（本　　　部）054-254-1511
（西部事務所）053-453-2195

【②新事業展開支援事業】

内　　　　容　組合間連携や企業間連携を通じた新商品開発やこれらに伴うマーケティング活動、高度化等設備投資計画策定、海外展開等を支援します。
対　象　者　中小企業組合等
対 象 経 費　謝金、旅費、会場借料、印刷費、委託費、出展料、会場設営費等
助 成 額 等　対象経費の１／2以内を補助（上限20万円）
問い合わせ等　（東部事務所）055-926-8220
（本　　　部）054-254-1511
（西部事務所）053-453-2195

【③事業活性化支援事業】

内　　　　容　組合、組合員企業の経営基盤強化、共同事業活性化、労働環境の整備等の取組みを支援します。
対　象　者　中小企業組合等
対 象 経 費　謝金、旅費、会場借料、印刷費、委託費、出展料、会場設営費等
助 成 額 等　対象経費の１／2以内を補助（上限20万円）
問い合わせ等　（東部事務所）055-926-8220
（本　　　部）054-254-1511
（西部事務所）053-453-2195

◆◇　中小企業等連携組織ステップアップ支援・指導事業

【連携組織経営力支援強化事業】

内　　　　容　組合等が抱える多岐にわたる課題について専門家を派遣し、その解決に向けた支援をします。なお、組合、組合員企業がBCP（事業継続力強化計画）に取り組む際の特別枠があります。
対　象　者　中小企業組合等
対 象 経 費　謝金、旅費、会場借料、資料費、印刷費、通信運搬費等
助 成 額 等　対象経費の2／3以内を補助（１回あたり上限４万円）
問い合わせ等　（東部事務所）055-926-8220
（本　　　部）054-254-1511
（西部事務所）053-453-2195

◆◇ 小規模企業組織化支援事業

【コンソーシアム形成支援事業】

内　　容	小規模企業者の連携（共通の目的を持った小規模企業者による緩やかな連携体）による新事業分野への進出や既存事業の拡大などに対し、経営目標の設定や目標の明確化等、段階別に支援を行います。
対　象　者	4名以上で構成し、そのうち小規模企業者（製造業その他：従業員20人以下、商業・サービス業：従業員 5人以下の事業所）が2分の1以上を占めるもの＝コンソーシアム
対象経費	謝金、旅費、会場借料
助成額等	事業費29万円のうち対象経費の1／2以内を補助（目安）
問い合わせ等	（東部事務所）055-926-8220 （本　　部）054-254-1511 （西部事務所）053-453-2195

◆◇ 事業承継支援事業

【後継者養成支援事業】

内　　容	中小企業の後継候補者等を対象に、後継者養成講座を開催し、経営に必要なスキルの習得を体系的に支援します。
対　象　者	中小企業の後継者、若手経営者、幹部社員等
受講費用	未定〔参考〕令和元年度実績　16万円
問い合わせ等	（東部事務所）055-926-8220 （本　　部）054-254-1511 （西部事務所）053-453-2195

2．小規模事業者組織化指導事業

◆◇ 小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業

内　　容	小企業者の経営基盤の強化や生産性向上を目指した共同事業の改善を支援し、新たな事業の可能性調査等を行います。
対　象　者	小企業者組合（組合員の3／4以上が常時使用する従業員数5人以下等）
対象経費	謝金、旅費、会議費、印刷費、原稿料、雑役務費、通信運搬費、消耗品費、借損料、委託費
助成額等	事業費200万円（税抜）までにつき、対象経費の6／10以内を補助（上限120万円（税抜））
問い合わせ等	（東部事務所）055-926-8220 （本　　部）054-254-1511 （西部事務所）053-453-2195

◆◇ 小企業者組織化特別講習会

内　　容　小企業者（常時使用する従業員数が5人以下等）の組織化によるビジネス活性化などを目的とした講習会を開催します。
対　象　者　小企業者組合の役職員及び小企業者
対象経費　謝金、旅費、会場借料、資料費、通信運搬費、消耗品費
助成額等　事業費9万円のうち対象経費の2／3以内を補助（目安）
問い合わせ等　（東部事務所）055-926-8220
（本　　部）054-254-1511
（西部事務所）053-453-2195

◆◇ 取引力強化推進事業

内　　容　中小企業・小規模事業者の連携による取引拡大を目的とした、Webサイトやチラシの作成など、共同事業活性化策に対して助成します。
対　象　者　小規模事業者が1／2以上を占める組合
対象経費　謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷費、会場借料、雑役務費、通信運搬費、委託費
助成額等　事業費30万円（税抜）のうち対象経費の2／3以内を補助（目安）
問い合わせ等　（東部事務所）055-926-8220
（本　　部）054-254-1511
（西部事務所）053-453-2195

(2) 静岡県信用保証協会

問い合わせ先	・本店営業部	経営相談課	TEL 054-252-2121
	・浜松支店	経営相談課	TEL 053-458-1212
	・沼津支店	経営相談課	TEL 055-926-5200

◆◇ 経営力強化保証

保証対象　金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。
保証限度額　2億8,000万円（無担保保証は8,000万円以内）
保証期間　一括返済の場合　1年以内
分割返済の場合　運転資金5年以内、設備資金7年以内
ただし、本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内。据置期間はそれぞれ1年以内。
信用保証料率　責任共有制度の対象の場合　年0.45%～年1.75%
責任共有制度の対象外の場合　年0.50%～年2.00%
原則、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用。

◆◇ 事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）

保証対象　以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者とする。
①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
②認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生計画
③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
④㈱整理回収機構が策定を支援した再生計画

⑤㈱地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
⑥㈱東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
⑧個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画
⑨自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの
⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
⑪経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

保証限度額　2億8,000万円（無担保保証は8,000万円以内）
保証期間　一括返済の場合　１年以内
分割返済の場合　15年以内（据置期間は１年以内）
信用保証料率　責任共有制度の対象の場合　年0.80％
責任共有制度の対象外の場合　年1.00％

◆◇ 新規先特別保証（ダッシュ）

保証対象　次のすべての要件を満たす中小企業者。
（１）同一事業の業歴が３年以上あり、かつ２期以上の確定申告を行っていること。
（２）当協会の保証残高が無いこと。但し、本保証申込時点から遡って6ヵ月間以内に当協会の保証残高があった先は対象外とする。

保証限度額　8,000万円以内
保証期間　10年以内
信用保証料率　年0.34％～年1.68％

◆◇ BCP特別保証（災害時発動型保証予約システム）

保証対象　BCP（事業継続計画）を作成している中小企業者。
対象計画　以下に掲げるものとする
（１）中小企業庁が公開している中小企業BCP策定運用指針【基本コース】に準拠した計画
（２）静岡県が公開している静岡県事業継続計画（BCP）モデルプラン【第1～3版】に準拠した計画
（３）特定非営利活動法人事業継続推進機構が公開している中小企業BCPステップアップガイドに準拠した計画
（４）社団法人全国建設業協会が公開している地域建設業における災害時事業継続の手引きに準拠した計画
（５）商工団体が策定を支援した計画（専門家の支援は必須）で、中小企業庁および県の定めるBCPの「自己診断チェックリスト」の必須項目を満たした計画
（６）一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会による「国土強靭化貢献団体の認証（レジリエンス認証）」を受けた企業が策定した計画

予約限度額　2億8,000万円（無担保8,000万円）
予約期間　1年
信用保証料等　事前保証予約時、保証料無料。
その他　災害発生時に、あらためて正式な申し込みが必要。

(3) （公財）浜松地域イノベーション推進機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◆◇ 特許等出願費補助金（国内・海外）

内　　容　浜松市内の中小企業者等が行う特許等の国内及び海外出願に対して、経費の一部を助成する制度です。採択企業には費用の支援のほか、財団所属のコーディネーターによる知財面、経営面など多岐に渡る支援を行います。

対　象　者　浜松市内に本社機能を有する中小企業者・個人事業者またはその共同体。

補助対象　〔国内出願〕特許、実用新案、意匠
（1）出願に必要となる特許庁手数料（商標除く）
（2）出願に必要となる代理人費用（商標除く）
〔海外出願〕特許、実用新案、意匠、商標
（1）外国特許庁への出願手数料
（2）現地代理人費用
（3）国内代理人費用
（4）翻訳費用
（5）外国における先行技術調査費用

補　助　額　〔国内出願〕
補助対象経費の2分の1以内　上限15万円
〔海外出願〕
補助対象経費の2分の1以内　上限50万円

募集期間　令和2年4月15日～令和2年5月29日

問い合わせ先　（公財）浜松地域イノベーション推進機構　TEL 053-489-8111

◆◇ 海外展開事業化可能性調査費補助金

内　　容　海外展開によって事業拡大を目指す浜松市内の中小企業者等を支援し、地域産業の振興及び雇用の拡大を図るため、海外F/S調査や海外販路開拓又は海外拠点設立を検討するための詳細調査に要する経費の一部を助成します。

対　象　者　浜松市内に本社機能を有する中小企業者又は浜松市内に本社機能を有する中小企業者2者以上の者で組織された共同体。

補助対象　海外展開事業計画案の作成及び事業可能性調査に係る事業。（国内外において実施する調査委託料、専門家への相談料、調査・相談に係る通訳・翻訳費用）

補　助　額　補助対象経費の2分の1以内　上限50万円

募集期間　令和2年4月15日～令和2年5月29日

問い合わせ先　（公財）浜松地域イノベーション推進機構　TEL 053-489-8111

◆◇ ものづくり販路開拓事業費補助金（展示商談会出展補助金）

内　　容　浜松市において製造業などを営む中小企業者等が自社製品の販路開拓を図る目的で、国内外（県内を除く）で開催される各種展示商談会に出展する場合、出展に伴い必要となる経費の一部を助成します。また、財団所属のコーディネーターが出展準備から展示商談会後のフォローまでサポートします。

対　象　者　浜松市内に主たる事業所を有し、製造業やものづくり製品に関する情報サービス業を営む中小企業者等。

補助対象　令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、国内外（県内を除く）において開催される展示商談会に、自社製品・技術を出展する事業。

※補助金対象期間内の展示商談会であれば申請受付期間から遡って補助対象となります。（出展料、展示装飾費、通信運搬費、各種工事費・使用料、広告宣伝費、交通費及び宿泊費、人件費等）ただし、前年度中に支払済みの経費については対象外となります。

補　助　額　補助対象経費の2分の1以内
〈補助額〉国内　上限20万円、海外　上限50万円
2社以上が共同出展する場合等、特定の要件に該当する場合は上限を5割り増しとします。

募集期間　令和2年4月15日～令和2年5月29日

問い合わせ先　（公財）浜松地域イノベーション推進機構　TEL 053-489-8111

◆◇ 専門家派遣事業

内　容　専門的知識と実務経験を要する相談に対して、内容やニーズに応じた有資格者等を専門家アドバイザーとして派遣します。

対象者　創業者（浜松市内に開業）、浜松市内に所在又は主たる事業所を有する中小企業者等。

派遣回数　5回まで（特定分野については10回まで）

費用負担　派遣1回（3時間程度）につき15,000円（税抜）

募集期間　令和2年4月1日～随時募集

問い合わせ先　（公財）浜松地域イノベーション推進機構　TEL 053-489-8111

◆◇ 光・電子技術活用促進事業

内　容　中小企業者等の光・電子技術を活用した事業展開に係る経費の一部を助成します。

対象者　静岡県内の中小企業者

対象事業　【製品開発】
光・電子技術を活用した試作品製作（例：認識、計測、制御、加工等）
【生産性向上】
既存事業の生産性向上に資する、光・電子技術の導入・活用

補助対象　原材料・部品等購入費、機器設備費、外注委託費、技術指導導入費等

補　助　額　補助対象経費の2分の1以内　上限200万円（ただし、1,000円未満切り捨て）

募集期間　令和2年5月11日～令和2年7月13日

問い合わせ先　（公財）浜松地域イノベーション推進機構フォトンバレーセンター　TEL 053-471-2111

◆◇ A-SAP産学官金連携イノベーション推進事業

内　容　中小企業の製品開発等における課題解決に向けて、案件に応じたプロジェクトチームを研究者等で結成し、光・電子技術の活用による課題解決を支援します。

対象者　静岡県内の中小企業者

募集内容　・新製品や既存製品の高度化等のアイデア
・事業化にあたり自ら解決が困難な課題（技術支援の相談）
※光・電子技術の活用（大学等のシーズ）が見込まれるもの

支援内容　・アイデアを具現化するための試作品の製作と提供
・光・電子技術を活用した製品・サービスの開発に向けた設計（アルゴリズム開発等も含む）等

プロジェクト経費　1プロジェクトあたり上限500万円

プロジェクト期間　約6ヶ月

募集期間　年4回募集予定（5月、8月、11月、2月）

留意事項　交付される経費はプロジェクトチームの研究開発費等に充当され、支援対象となる企業へ資金は交付されません。

問い合わせ先　（公財）浜松地域イノベーション推進機構フォトンバレーセンター　TEL 053-471-2111

(4) （公社）静岡県国際経済振興会

◆◇ 中小企業海外市場開拓支援事業

内　　容　海外販路開拓に取組む静岡県内の中小企業に対し、その活動に係る費用を補助します。
対象企業　・静岡県内に本社を有し、申請する事業について静岡県等他の団体から助成を受けていない中小企業等
補助対象　2020年4月1日から2021年2月末日までの間に実施する以下①～⑤のいずれかの事業
①海外見本市出展
②海外向け販売促進媒体作成
③外国出願（特許、意匠、商標）
④海外市場調査
⑤国際規格認証取得申請
補助額　補助対象経費の2分の1以内　上限50万円
締　　切　2020年7月31日（金）（当日必着）
問い合わせ　（公社）静岡県国際経済振興会　TEL 054-254-5161
WEB：http://www.siba.or.jp/development/

◆◇ 専門家派遣事業（海外展開コンサルティング事業）
※オンラインでのご利用も可能！！

内　　容　海外展開や販路開拓等に係る専門的な相談に対し国際アドバイザーを派遣し、コンサルティングを行います。
対象企業　静岡県内に事業所を有する中小企業等
派遣回数　基本利用回数4回（１回からご利用いただけます）
費用負担　派遣1回（3時間程度）につき10,000円のみ
問い合わせ　（公社）静岡県国際経済振興会　TEL 054-254-5161
WEB：http://www.siba.or.jp/consulting/

◆◇ 海外展開サポートデスク事業
※オンラインコンサルティング好評受付中！！

内　　容　タイ、インドネシア、ベトナム、フィリピン、ミャンマー、インド、アメリカ及びメキシコのコンサルタントであるサポートデスクが、現地の取引候補先リストや調査レポート等を作成・提供し、また現地企業への同行サポート等の支援を行います。
対象企業　静岡県内に事業所を有する企業等（大企業を含む）
費用負担　国内サポート（取引候補先や視察先のリストアップ、各種調査レポート、オンラインコンサルティング等）…10,000円～
海外サポート（取引候補先へのアポイント取得、同行サポート、現地コンサルティング等）…15,000円～
問い合わせ　（公社）静岡県国際経済振興会　TEL 054-254-5161
WEB：http://www.siba.or.jp/support/

（5）（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構

◆◇ 65歳超雇用推進助成金

65歳超雇用推進助成金は、高年齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける社会を構築していくために、３つのコースで事業主の皆様の活動を支援します。

【①高年齢者評価制度等雇用管理改善コース】

措置の内容　高年齢者の雇用の推進を図るための雇用管理制度の導入・見直しおよび高年齢者に対する健康管理制度の導入

助成額等　支給対象経費の60％（中小企業以外45％）を乗じた額を支給します。（千円未満は切捨て）、生産性要件を満たす事業主の場合は、支給対象経費の75％（中小企業以外は60％）の額となります。
※経費は50万円が限度、初回の申請に限り経費の額にかかわらず50万円の費用を要したものとみなします。

【②高年齢者無期雇用転換コース】

措置の内容　雇用期間が転換日において通算して６か月以上５年以内で、50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換（転換日において、64歳以上の者でないこと）

助成額等　対象労働者１人あたり48万円（中小企業以外38万円）生産性要件を満たす事業主の場合は対象労働者１人につき60万円（中小企業以外48万円）となります。１支給申請年度１適用事業所あたり10人を限度とします。

【③65歳超継続雇用促進コース】

措置の内容　高年齢者の雇用の促進を図るため定年の引上げ等を実施
（１）65歳以上の定年の引上げ　(2)定年の定めの廃止　(3)希望者全員を66歳以上まで雇用する継続雇用制度の導入

助成額等　「対象被保険者数」及び「定年等を引上げる年数」に応じて、次の金額とします。
＊1事業主1回限り、いずれか高い額となります。

（単位：万円）

実施した制度	65歳への定年引上げ		66歳以上への定年引上げ		定年の廃止	66～69歳の継続雇用への引上げ		70歳以上の継続雇用への引上げ	
引上げる年数／対象被保険者数	5歳未満	5歳	5歳未満	5歳以上		4歳未満	4歳	5歳未満	5歳以上
１～２名	10	15	15	20	20	5	10	10	15
３～９名	25	100	30	120	120	15	60	20	80
１０名以上	30	150	35	160	160	20	80	25	100

問い合わせ先　対象事業主・助成額・要件等の詳細は、
(独)高齢･障害･求職者雇用支援機構　静岡支部　高齢･障害者業務課　TEL 054-280-3622

◆◇ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金

事業主または事業主の団体（以下「事業主等」といいます。）が障害者を労働者として雇用するにあたっては、障害者各人の能力と適性を十分に引き出すため、施設・設備の整備や、雇用管理を図るために特別な措置を講じることが必要な場合があります。障害者雇用納付金制度に基づく助成金（以下「助成金」といいます。）は、これらの措置を講じることにより生じる経済的負担の調整ならびに障害者の雇用の促進および継続を図るため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」といいます。）が予算の範囲内で支給するものです。

1．障害者作業施設設置等助成金

（作業施設・作業設備等の設置または整備等を行う事業主の方への助成金）

内　　容　障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、その障害者が障害を克服し、作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設、就労を容易にするために配慮されたトイレ、スロープ等の附帯施設もしくは作業を容易にするために配慮された作業設備の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

問い合わせ先　対象事業主要件・支給限度額・条件等の詳細は、
（独）高齢･障害･求職者雇用支援機構　静岡支部　高齢･障害者業務課　TEL 054-280-3622

2．障害者福祉施設設置等助成金

（福利厚生施設の整備を行う事業主の方への助成金）

内　　容　障害者を労働者として継続して雇用している事業主またはその事業主が加入している事業主団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設（以下「福祉施設等」）の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

問い合わせ先　対象事業主要件・支給限度額・条件等の詳細は、
（独）高齢･障害･求職者雇用支援機構　静岡支部　高齢･障害者業務課　TEL 054-280-3622

3. 障害者介助等助成金

（雇用管理のために必要な介助等の措置を行う事業主の方への助成金）

内　　容　就職が特に困難と認められる障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。
措置の内容には、職場介助者の配置または委嘱継続、手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱、障害者相談窓口担当者の配置等があります。また、この助成金では、ICT（情報通信技術）を活用した措置も支給対象となります。

問い合わせ先　対象事業主要件・支給限度額・条件等の詳細は、
（独）高齢･障害･求職者雇用支援機構　静岡支部　高齢･障害者業務課　TEL 054-280-3622

4．重度障害者等通勤対策助成金

（通勤を容易にするための措置を行う事業主の方への助成金）

内　　容　重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または通勤が特に困難と認められる身体障害者を労働者として雇い入れるまたは継続して雇用する事業主、またはこれらの重度障害者等を雇用している事業主を構成員とする事業主の団体が、これらの者の通勤を容易にするための措置を行う場合にその費用の一部を助成するものです。

問い合わせ先　対象事業主要件・支給限度額・条件等の詳細は、
（独）高齢･障害･求職者雇用支援機構　静岡支部　高齢･障害者業務課　TEL 054-280-3622

5．重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

（障害者を多数継続雇用し施設等の整備等を行う事業主の方への助成金）

内　　容　重度身体障害者、知的障害者または精神障害者を労働者として多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の設置または整備等を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

問い合わせ先　対象事業主要件・支給限度額・条件等の詳細は、
（独）高齢･障害･求職者雇用支援機構　静岡支部　高齢･障害者業務課　TEL 054-280-3622

6．障害者職場実習支援事業

（障害者を雇用したことがない、または初めて精神障害者を雇用しようとする事業主の方への支援）

内　　容　障害者を雇用したことがない事業主または精神障害者を雇用したことがない事業主が、ハローワーク等と協力し、職場実習を計画し実習生を受け入れた場合に、謝金等を支給することによって、障害者の雇用経験の乏しい企業に対する支援を行うものです。

問い合わせ先　対象となる職場実習の要件・支給額・条件等の詳細は、
（独）高齢･障害･求職者雇用支援機構　静岡支部　高齢･障害者業務課　TEL 054-280-3622

(6) 公共職業安定所（ハローワーク）

◆◇　雇用調整助成金

内　　容　景気の変動・産業構造の変化その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労使間の協定に基づきその雇用する被保険者を休業等（休業及び教育訓練）又は出向をさせる事業主を助成します。

受給事業主　受給できる事業主、受給できる額等については要確認

問い合わせ先　各公共職業安定所（ハローワーク）又は静岡労働局職業対策課

◆◇　労働移動支援助成金

内　　容　事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等の再就職援助のための措置等を講じる事業主や受け入れる事業主等に対して助成する制度で、再就職支援コース、早期雇入れ支援コースがあります。

受給事業主　受給できる事業主、受給できる額等については要確認

問い合わせ先　各公共職業安定所（ハローワーク）又は静岡労働局職業対策課

◆◇ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

内　　容　特定求職者を公共職業安定所又は適正な運用を期することのできる有料・無料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成するもので、これらの者の雇用機会の増大を図ることを目的としています。このうち、高年齢者・障害者等の就職が特に困難な者を、公共職業安定所又は適正な運用を期することのできる有料・無料職業紹介事業者の紹介により雇い入れた事業主に対しては、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）が支給されます。

受給事業主　受給できる事業主、受給できる額等については要確認

問い合わせ先　各公共職業安定所（ハローワーク）又は静岡労働局職業対策課

◆◇ 地域雇用開発助成金

内　　容　雇用情勢が厳しい地域において、雇用開発に取り組む事業主を支援するために、当該地域に事業所を設置・整備し、それに伴い地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主、又は新たに創業し、求職者を雇い入れる事業主に対して助成します。
なお、活用できるのは指定地域に限られていますが、当県では、過疎等雇用改善地域として熱海市（初島の区域）、が指定されています。（令和2年4月1日現在）

受給事業主　受給できる事業主、受給できる額等については要確認

問い合わせ先　各公共職業安定所（ハローワーク）又は静岡労働局職業対策課

◆◇ トライアル雇用助成金

内　　容　職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、常用雇用へ移行することを目的に、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介により、一定期間試行雇用した場合に助成するものであり、それらの求職者の適性や業務遂行可能性を見極め、求職者および求人者の相互理解を促進すること等を通じて、その早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

受給事業主　受給できる事業主、受給できる額等については要確認

問い合わせ先　各公共職業安定所（ハローワーク）又は静岡労働局職業対策課

◆◇ キャリアアップ助成金

内　　容　有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者（正社員待遇を受けていない無期雇用労働者を含む）の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善等の取組を実施した事業主に対して助成します。

受給事業主　受給できる事業主、受給できる額等については要確認

問い合わせ先　各公共職業安定所（ハローワーク）又は静岡労働局職業対策課

◆◇ 人材開発支援助成金

内　　容　労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や、建設労働者に対し、認定訓練や技能実習などを実施する建設事業主や建設事業主団体に対して経費や賃金の一部を助成する制度です。

受給事業主　受給できる事業主、受給できる額等については要確認

問い合わせ先　各公共職業安定所（ハローワーク）又は静岡労働局職業対策課

◆◇ 中途採用等支援助成金

内　　容　中途採用者の採用率を拡大、または45歳以上の方を初めて採用した事業主に対して助成。東京圏からの移住者を雇い入れた事業主に対し、その採用活動に要した経費を一部助成。
また、中高年齢者の方が起業するに当たって（起業日の年齢が40歳以上）、労働者として雇い入れた場合（60歳以上の方を1名以上、40歳以上60歳未満の方（対象労働者）を2名以上、または40歳未満の方を3名以上）、募集や教育訓練など、雇用創出措置に関する費用の一部を助成します。

受給事業主　受給できる事業主、受給できる額等については要確認

問い合わせ先　各公共職業安定所（ハローワーク）又は静岡労働局職業対策課

◆◇ 人材確保等支援助成金

内　　容　従業員の雇用の維持と生産性向上を目的として、①健康づくり制度、メンター制度等を整備する雇用管理制度助成コース、②介護労働者のために介護福祉機器の導入を行う介護福祉機器助成コース、③介護・保育労働者のための賃金制度の整備を行う介護・保育労働者雇用管理制度助成コース、④事業主団体が中小企業の人材確保や労働者の職場定着を支援する中小企業団体助成コース、⑤人事評価制度と賃金制度を整備し、生産性向上、賃金アップ、離職率を低下させる人事評価改善等助成コース、⑥生産性向上に資する設備等を導入することで、雇用管理改善と生産性向上を支援する設備改善等支援コース、⑦働き方改革を取り組む中小企業が、新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を図る働き方改革支援コース、⑧外国人に配慮した就労環境の整備を通じて、外国人労働者の職場定着を図る外国人労働者就労環境整備補助コース、⑨建設業の事業主等が、若年および女性労働者の入職や定着を図ること等を目的とした若年者及び女性に魅力ある職場づくりコースなど、全11 のコースがあります。

受給事業主　受給できる事業主、受給できる額等については要確認

問い合わせ先　各公共職業安定所（ハローワーク）又は静岡労働局職業対策課

(7) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）・・・・・

技術開発マネジメント機関として、経済産業行政の一翼を担い、「エネルギー・環境問題の解決」および「産業技術力の強化」の二つのミッションに取り組む国立研究開発法人です。

■エネルギー・地球環境問題の解決

新エネルギーおよび省エネルギー技術の開発と実証試験等を積極的に展開し、新エネルギーの利用拡大とさらなる省エネルギーを推進します。さらに、国内事業で得られた知見を基に、海外における技術の実証等を推進し、エネルギーの安定供給と地球環境問題の解決に貢献します。

■産業技術力の強化

産業技術力の強化を目指し、将来の産業において核となる技術シーズの発掘、産業競争力の基盤となるような中長期的プロジェクトおよび実用化開発における各段階の技術開発を、産官学の英知を結集して高度なマネジメント能力を発揮しつつ実施することにより、新技術の市場化を図ります。

詳細についてはホームページをご覧ください。 http://www.nedo.go.jp

お問い合わせ窓口

0800-8888-400（フリーコール、携帯電話からも掛けられます）
044-520-5207
https://qasys.nedo.go.jp/webapp/form/13394_evt_2/index.do（メール）

(8) 東京中小企業投資育成㈱

中小企業投資育成株式会社法に基づき、地方公共団体・金融機関等の出資により設立された政策実施機関。資本金３億円以下の株式会社（又は資本金３億円以下の株式会社を設立しようとしている方）の株式、新株予約権、新株予約権付社債等を引受け、中小・中堅企業の成長発展を支援します。
事業内容等詳細についてはホームページをご覧ください。 http://www.sbic.co.jp
※問い合わせ　東京中小企業投資育成㈱　　TEL 03-5469-1811

(9) （公財）三菱ＵＦＪ技術育成財団（MU－TECH）

◆◇ 研究開発助成金

内　　容　技術指向型の中小企業の新技術・新製品等の研究開発に対する助成金の交付事業を行います
対象企業　原則として設立または創業後もしくは新規事業進出後５年以内の中小企業または個人事業者
対象プロジェクト　現在の技術水準からみて、新規性があり、技術水準が高く、事業化可能性の高いプロジェクト
対象資金　新技術・新製品等の研究開発資金、およびその成果の事業化に必要な資金
（調査研究費、設計費、設備費、試験費、試作費など）
助成金額　助成金額として次のいずれか少ない方の金額（返還の義務はありません）
・1プロジェクトにつき300万円以内
・研究開発対象費用の２分の１以下
問い合わせ先　（公財）三菱ＵＦＪ技術育成財団　TEL 03-5730-0338
HP http://mutech.or.jp/

〈決定迄のスケジュール〉

	公募期間	交付先決定	助成金交付
第１回目	４月～５月	9月	9月
第２回目	９月～10月	翌年2月	翌年2月

◆◇ 株式保有事業

内　　容　技術指向型の中小企業の新製品、新技術の開発および事業化に対して株式を保有します。
対象企業　・当財団の助成金交付・債務保証を過去に受けた中小企業
・当財団の助成金交付・債務保証を受けた際のプロジェクトによる新製品、新技術の開発及び事業化により成長が見込める者
使　　途　事業化・事業拡大等に伴う資金
保有額　1社につき500万円以内。ただし、対象企業の議決権の過半数を超えない金額
応募期間　随時受付
問い合わせ先　（公財）三菱ＵＦＪ技術育成財団　TEL 03-5730-0338
HP http://mutech.or.jp/